

(別紙)

令和3年度に教育実習を予定している学生の皆さんへ

九州女子大学・九州女子短期大学
教職課程委員会

新型コロナウイルス感染症への対応の一環として、教育実習校から以下の内容を要請された場合は、事前事後指導の担当教員に申し出るとともに、教務課の免許資格担当に連絡してください。

記

① 教育実習の期間変更、あるいは、期間短縮を要請された場合

⇒ 所属学科等および教務課と教育実習校との間で、連絡・調整が必要となります。
なお、実習期間が短縮された場合、後日、短縮された日数分の授業が大学で行われますので、その授業への出席が必要となります。

② 教育実習の開始前から教育実習校所在地域に一定期間滞在し、教育実習開始予定日までを健康観察期間として検温等の健康観察および体調管理を要請された場合

⇒ 所定の手続き（教務課が説明します）を行うことで、健康観察期間を公認欠席として取扱います。

③ 教育実習校への自家用車での通勤を要請された場合

⇒ 所定の手続き（教務課が説明します）を行うことで、自家用車で教育実習校へ通勤することを許可します。

以上

[本件の連絡先]
教務課（阿部／起汐）
Tel：093-693-3275
E-Mail：menkyo-shien@fains.jp